

決議第 4 号

米陸軍兵による器物損壊事件に対する抗議決議

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和 62 年読谷村議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 3 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 19 日提出

読谷村議会議長 伊 波 篤 殿

提出者 読谷村議会基地関係調査特別委員会

委員長 大 城 友 誼

米陸軍兵による器物損壊事件に対する抗議決議

令和7年6月8日午前5時50分頃から6時7分頃にかけて、うるま市字赤道から読谷村字楚辺まで走行中のタクシー車内において、在沖米陸軍（トリイステーション所属）の特技兵が、後部座席に設置されたブレーキランプ等を手で掴んで引きちぎるなどして損壊し、同日午前6時46分、沖縄県警察により現行犯逮捕されたことが明らかとなった。

本事案は、悪質な器物損壊事件であり、飲酒が確認されていることから、米軍人による規律の緩みと自己管理の欠如を強く印象づけるものである。

読谷村議会は、米軍関係者による度重なる事件・事故に対し、これまでも再三にわたり抗議するとともに、日米両政府に対し、綱紀粛正と実効性ある再発防止策の確立を強く求めてきた。

今回の事件は、米軍が再発防止策として導入した「リバティ制度」が、現場において十分に機能していないことを如実に示しており、その実効性に対する強い疑念を抱かざるを得ない。米軍の規律維持体制そのものが問われる極めて深刻な事態である。

米兵事件がいまだに繰り返される沖縄の現実、米軍の内部統制の不備にとどまらず、日米両政府の対応の甘さをも露呈するものであり、沖縄県民の平穏な生活と安全を著しく脅かすものとして断じて容認できない。

よって、読谷村議会は、今回の事件に対し、満身の怒りを込めて強く抗議するとともに、今後の再発防止に向けて、下記の事項について強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪と、完全な補償を迅速かつ誠実に行うこと。
- 2 米軍人・軍属等による飲酒時の行動管理を徹底し、リバティ制度を含む規律維持体制の厳格な運用と実効性のある改善を図ること。
- 3 日米地位協定の抜本的見直しを行い、捜査・裁判・補償に関する日本側の権限を強化すること。

以上、決議する。

令和7年6月19日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米陸軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官
第10支援群司令官 在沖米国総領事